

## ヒルフェ通信(9月号) ❀そっと寄り添いやさしくサポート❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



### ◆「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立を受けての理事長声明

本年6月7日、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」案が参議院本会議において可決されました。



成年後見制度は、平成12年の民法改正により、自己決定権の尊重、ノーマライゼーション、現有能力の活用を理念とする制度として、これまでの禁治産制度等に代替する制度として発足したものでありますが、これまでの禁治産制度等と同様に、地方公務員法や行政書士法等の資格や免許を規律する法律において、成年被後見人等となったことを「欠格事由」とする規定(以下「欠格条項」という。)が残されていました。

このような欠格条項は、単に成年被後見人等となったという欠格事由があることのみを理由として障害のある者を経済活動や社会活動から排除するものであったため、成年後見制度の利用を阻害する要因となっており、多くの障害者支援団体等が廃止を求めてきたものであります。このような状況の中で、本法律案は、平成28年に成立した成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置の一つとしてとて本国会に提出・審議されていたものであります。

本法律の成立は、被後見人や被保佐人等の当事者や障害者支援団体等による長く地道な活動の成果であり、本法人としても、成年後見制度の利用者の権利救済、障害者の権利に関する条約等の国際法的な観点から高く評価するものであります。本法の施行後においては、原則として成年後見制度の利用者が資格や免許を失うことなく、又は新たにこれらを取得するなどして、様々な活動に参画可能となり、共生社会の実現の更なる発展が期待されています。

ただ、本法律によって改正される多くの法律に関し、各政省令等において、新たに「心身の故障により業務を適正に行うことができない」などの場合に権利を制限する旨の個別審査規定を設けることが予定されています。今後の課題としては、この個別審査規定の内容や不適切な運用等により、障害者等が不当な権利制限を受けないようにすべきであり、本法律施行後もしっかりと注視していかなければなりません。

また、本法人の会員は全て行政書士であり、この法律において多くの許認可業務に関する法律が改正されていることから、当該許認可業務に精通し成年後見業務に携わる士業として、その業務を通じ個別審査規定の整備や運用について、各官庁との更なる情報共有・協力体制を整え、市民の権利擁護に努めなければならないと考えております。

本法人は、高齢者や障害者の意思決定の支援や権利擁護を目的として設立した公益社団法人であります。今後も、本法律の成立の趣旨をしっかりと受け止め、高齢者や障害者の権利を保護し共生社会を実現するため全力で取り組む所存であります。



令和元年6月30日  
公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ  
理事長 山崎 節子

### ◆特別研修が開催されました

8月5日(月)、「相続法改正について」の特別研修が開催されました。成年後見を担うヒルフェの会員として、密接な関係にある相続や遺言書作成の業務にあたり、相続法の改正についてはしっかりとポイントを押さえておかなければいけないということで、本年度の更新研修に先駆けての開催となりました。

講師はヒルフェ副理事長の齊藤志郎先生、総論では改正の経緯、特徴、内容や手続きの流れを講義いただき、相続手続き全般について改正法の理解が必要であると述べられました。各論においては、新旧対象条文を見ながら、要件や効果、問題点などを解説、また判例や、具体的な事例なども織り交ぜられて、とてもわかりやすくお話いただきました。短い時間の中にポイントが凝縮された密度の濃い研修となりました。